

## 第15回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和3年9月15日（水）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

これより本日の会議を開きます。

細井町長並びに柿崎教育長から提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。本日は、令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算ほか6特別会計の歳入歳出決算及び2事業会計の決算に係る総括的な質疑を行いたいと思います。

総括質疑に入る前に、各課の質疑の中で資料請求のあったものについては既に配付しておりますので、ご確認ください。これについて質疑はございませんか。

（なしの声）

委員長 なければ、次に各課の質疑の中で保留となっておりました件について答弁を求められておりますので、これを許します。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。9月13日に開催されました健康福祉課の決算審査特別委員会で、高橋和子委員からの質問につきまして保留しておりました件につきましてお答えいたします。

一般会計4款1項1目衛生費保健総務費の12節委託料、健康管理システム更新業務委託料の内容についてお答えします。マイナンバーカードを活用して提供される行政機関からの情報、ご自身の税情報などをパソコンやスマートフォンから確認できるオンラインサービス、マイナポータルに母子保健の機能が新たに追加されました。マイナポータルに母子保健の機能が追加

されることに伴い、町の健康管理システムに乳幼児健診や妊婦健診などの情報を登載する機能を追加するとともに、マイナポータルのサイトに母子保健の情報が連動できる機能を新たに追加したシステム改修に係る業務委託料となります。

委員長 答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

（はいの声）

委員長 次に、6次産業推進監。

6次産業推進監 改めまして、おはようございます。9月13日に農業振興課の決算審査特別委員会において答弁保留しておりました質問についてお答えします。2件ございます。

まず、1件目ということでございます。淀川委員からの質問ということでございます。令和2年度のにしわが食材マルシェの出荷農家の実績数ということでございましたけれども、個人としては24戸、そして団体としては3団体ということで、合わせて27の個人と団体が出荷をしているということでございます。

続きまして、高橋宏委員からの質問です。にしわが食材マルシェについてでございますけれども、経費が幾らかかったかということでございます。少額でございますけれども、126万8,687円です。この中でということなのですけれども、一番最初に開催するために必要なものということで64万円ほどが、例えばコンテナですとか、PR用ののぼりですとか、あるいはははかりということで購入したわけですが、これは今後はかからないということで、初期投資の部分ということになりますけれども、今後必要になるものということで、やっぱり人件費

の部分ですとか、野菜を入れたり、それから燃料費といった部分、恒常的に係る費用、今後も必要になると思われるものが約42万円ほどということになります。したがって、今後継続する場合に約42万円ほど、これをどういうふうに捻出していくかということが課題になってくるといった分析をさせていただきます。

以上でございます。

委員長 答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

高橋宏君。

8番 今経費を伺いました。126万8,000円ということで、売上げは83万ということで、そのうち初期投資という部分が64万で、ランニングコスト、これからかかる部分が42万ということで、それだと126万にはならないと思うのですけれども、その他部分というのはどのように見ているのでしょうか。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えしたいと思います。

まず、PRのためのパンフレットですとか、その印刷代、あるいは伝票類というものもあります。いわゆる小売店と農家の間のやり取りをするための伝票類、そういったものが除かれている部分なのですけれども、これを計算すると大体20万円ほどということになりますけれども、その部分です。消耗品類ですとか、PRが必要だとなれば、当然これも必要になってくる部分ということになります。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 83万の売上げで、ランニングコストは42万、その他は20万全てかかるかどうか、10万ぐらひはかかるだろうとは思われるのですけれども、事業としてこれから維持していくのにこのような収支で、担当課としては事業として成功しているのか、私はちょっと金額的に事業継続に問題があると思うのですけれども、産業間連携という趣旨は分かるのですけれども、事業

として継続していけるものなのかという点は、どのように分析しているのでしょうか。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えしたいと思います。

まだ参加している農家が30弱ということで、非常に少ないということがあります。ですので、事業を継続するためには、まず参加する農家数を増やしていかなければいけないと。参加する農家数が増えることによって、当然売上げが上がってくるというふうを考えてございます。

あわせてということなのですけれども、この前の決算審査の特別委員会でも申し上げたとおり、ずっと役場が担当するというのではなくて、地域の中で運営できるような仕組みづくりも模索をしていきたいという話をしていましたけれども、そういったことを含めながら、生産者と小売店といいますか、自分たちの中で事業を回していくような仕組みづくりということを考えていきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 産業間連携なのですけれども、やはり農家のほうのメリットもなければ、なかなか、今参加戸数が少ないということだったのですけれども、農家のメリットというのがなければ参加団体も少ないと思われます。

食材マルシェと産業間連携ということで、銀河のしずくの試食会等も行われているようですが、先日新聞に米価が下落するというのが出てまいりました。地元の米を地元で消費していただくというのは、非常にいいことだと思うのですけれども、やはり農家メリットということで、それなりの金額、続けていけるような金額、そこに満たなければ行政のほうで補助を出すとか、そういうことをしながらでない、なかなか事業は推進していけないのではないかなという気がするのですけれども、その点についてお考えがあれば伺います。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 ご指摘のとおりだと思います。  
本当は、自分たちできちっと利益の部分进行計算して、売り上げてメリットがあれば一番いいのですけれども、やはり今年、令和3年の米価にもあるとおり、必ずしもそのようにならないケースもあるというふうに思っています。そういった部分については、一部行政での補助といいますが、そういったこともひとつ検討しながら、農家のほうでメリット感を感じて事業に取り組めるようなこともやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは私のほうから、高橋宏委員の質問に対して、堆肥センターの利用状況についての質問について回答を保留しておりましたので、お答えいたします。

現在あります2つの堆肥センターの持ち込みの状況でございますが、まず湯田地区の堆肥センターは農家3戸から合計で88トンの持ち込みということになっております。これは、冬期間のみの持ち込みということでございます。沢内地区の堆肥センターにつきましては、1年間を通じて2,579トンということでございますので、湯田地区の持ち込みに比べますと、大体30倍の持ち込みがあるということでございます。

持ち込みについては、貝沢地区の農家が6戸、川舟地区の農家が1戸、合計7戸となっておりますので、今後2つの堆肥センターをどのような形で運営していくかということになりますと、貝沢地区の堆肥を湯田地区の堆肥センターに持っていくということは現実的でありませんので、貝沢地区にある堆肥センターを中心に、湯田地区の堆肥センターについては活用方法を含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長 答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

高橋宏君。

8番 かなりの処理量の差がありますので、当然それに伴う機械の老朽化も激しいと思われます。この前の質問と重なる部分もあるかとは思いますが、やはりこれからの方針がある程度決まっているということであれば、処理に見合ったような修繕なり、長期見通しをかけた中での施設の維持というのをしていかなければというふうに思うのですけれども、担当課としてその点で何かお考えがあればお伺いいたします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、堆肥センターはどちらかは維持していかなければならないと思っておりますので、貝沢の堆肥センターについては将来とも維持していくという形で考えております。

委員長 町民課長。

町民課長 私のほうから、町民課の決算特別委員会において、高橋宏委員さんからの質問において保留となっておりますにしがが斎苑の遺体安置件数の年度別推移についてお答えします。

火葬件数、葬儀場利用件数と一緒に表にしてみましたので、お配りした資料をもって回答とさせていただきますと思います。赤い数字が安置件数となります。

それから、もう一件ですけれども、高橋和子委員さんからの質問において保留となっております2, 4, 5-T系除草剤埋設地問題対策について、毎年現状確認を実施しているということだが、毎年実施はいつから行っているのかという質問についても資料としてお配りしております。2, 4, 5-T系除草剤の埋設問題連絡協議会というのがあるのですけれども、それが設置された翌年度の平成11年度から毎年春と秋の2回実施しております。

また、問題のない状況とのことだが、現地は実際どのような状況になっているのかということにつきましては、現状確認の立会いのときの

写真をご確認いただきたいと思うのですが、年2回の立会のメンバーは、東北森林管理局、保健所、北上市、西和賀町で埋設箇所の表土や草の状況、それから侵入状況、土壌の攪乱の有無等を目視により確認しております。それから、森林管理局におきましては、大雨や地震などの場合はその都度確認することと、定期的に現地の埋設場所までの林道の管理についても通年作業として行っているということです。

また、河川の水質調査については、地方自治体等からの環境調査の要望があった場合に、安全性や緊急性などを踏まえて検討した上で実施しているということで、過去の実施時期については、平成15年度、平成28年度、令和2年度に実施しております。いずれの際も環境基準値を上回るダイオキシン類も、当該除草剤に起因すると考えられるダイオキシン類も検出されていない旨、この協議会を通して回答をいただいております。今後も関係市町村と足並みをそろえまして、協議会として撤去を含む恒久的対策について継続的に、処理技術等が確立した場合は早急に撤去するよう要望していきたいと考えております。

委員長 答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

高橋宏君。

8番 待合室、遺体安置の件数が増えております。増えているのと、令和2年度を見ますと葬儀場利用の約半分が待合室、遺体安置を利用しているという数字になっていますので、経緯を見ますと、これから減ることはないと思われま。この前聞いたときには、なかなか新しく建設は難しいと、それは分かるのですが、葬儀場利用の半分、もっと増えていくことを考えていくと、民間とか、第三セクターとか、様々そういうところとの協議を始めながら、もし申込みがあった場合の対応策というのを練っていかねばいけない時期に来ているというふうに、この数字からは思えるのですが、

担当課としてはどうでしょう。

委員長 町民課長。

町民課長 確かに火葬件数は、31年度で一旦ちょっと下がったのですが、増えているように思います。ただ、人口減少もありますので、ちょっと言い方が誤解されるおそれがあるので、今高齢で近い将来利用されるという方のピークが過ぎますと、人口減少なので、これ以上火葬件数が飛躍的に伸びていくことはないだろうというふうな認識も持っております。それに伴いまして、待合室の利用件数が今後どうなるかはちょっと注視が必要なのですが、以前から宏委員さんからはご指摘いただいているとおり、安置室についての利用状況が今後これ以上増えていくとなりますと、現時点では難しいのですが、引き続き別の対策も考えながら、ちょっと協議していきたいというふうに思っております。

委員長 高橋和子君。

4番 資料どうもありがとうございました。これは、西和賀町においては1か所だけかということを確認したいと思います。

それで、写真の状態から見れば、すぐどうということはないのかなという気がしますが、周辺がちょっと分からないので、大雨が降ったときに来て調査しているという話もありますので、しかしながら近年の豪雨のようなときに崩れたりするようなどころではないのか、その辺りどう見ているのかお伺いしたいと思います。

2枚目の写真の下の方で、水質及び底質調査とありますが、底質調査というのはどういう調査なのか、お願いします。

委員長 町民課長。

町民課長 西和賀町内における埋設箇所は1か所でございます。

それから、大雨等の際の土砂崩れ等、雨のときに大丈夫な場所なのかということなのですが、実際は安定した場所にシートを敷いて1メートル地中に埋めて、その上に土をかぶせ

てという方法で埋設しているということでございます。埋設する際にも場所を吟味してやったということなので、最近大雨の回数が多いのですけれども、その都度確認しに行っているということですので、大丈夫であろうというふうはこちらのほうも認識しているところです。

(調査の声)

委員長 町民課長。

申し訳ありません。調査なのですけれども、専門でもないのでもっと詳しいことまで、どこまで回答できるか分からないのですけれども、検出されるダイオキシンというのが、2, 4, 5-Tの除草剤に起因すると考えられるというのが、2, 3, 7, 8-TCDDというのがあるようです。これが検出されているかどうかというのも含めまして、成分を検出しているということのようです。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。検査のあれはちょっと分からないのですけれども、そういうものかなと思います。専門的なことですから、それ以上はお伺いしなくてもいいかと思います。

いずれ1メートル埋めているということですので、あまり安心するような状態ではないような気がします。見ているからということですが、出てしまってからでは遅いので、近年の豪雨の状態を見据えた形での大丈夫かどうかということをやっぱり町としても確認してもらって、もし地理的に危なければ何か手当するとかというようなことが必要ではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ご答弁はあれば、なければいいです。

委員長 町民課長。

町民課長 最初の答弁の最後のほうでもお話ししましたけれども、西和賀町単独でというよりは、協議会を通してダイオキシン類の処理技術の進展等注視しながら、処理技術が確立した後に、撤去も含めて対応していただくようにという要望は毎年しておりますので、引き続きそちらの

ほうでやっていきたいと考えております。

委員長 次に移ります。

学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから先日の決算審査で答弁を保留しておりました淀川委員さんからの質問についてお答えいたします。

初めに、西和賀高校魅力化支援事業の資格検定試験の合格率についてお答えいたします。資格検定は、英語検定がメインとなっております。英語検定では、英検準1級、2級、準2級、3級を受けておりますが、合計で延べ45人が受験し、合格者は5名ですので、合格率は11%となります。合格率が低めに見えるところですが、受験者の状況を見ますと、例えば英検2級を合格した方がさらに上の準1級を受けるなど、積極的に上の級を受験した結果であると捉えているところです。

参考まで、資格検定ではありませんけれども、模擬試験につきまして若干説明させていただきます。点数になりますので、率では難しいのですが、例えば大学受験に向けて高校3年生で受けている進路診断テスト、あと進研模試等あるわけなのですけれども、得点状況を見ると、あくまでも進路診断テストの偏差値になるのですけれども、偏差値70以上は昨年4人だったのですが、今年は11人と増えている状況でした。これまでの町の学習支援の効果もあると思っておりますが、生徒さん方も非常に頑張っている状況であると思っているので、ちょっと補足させていただいたところです。

そして、資格試験ですけれども、以前は危険物の資格等も対応していたのですけれども、令和2年度は希望する方がなかったということで、福祉・情報コースがなくなっているということで、令和2年度から簿記検定や情報処理検定につきましては実施していないという状況でした。

続きまして、GIGAスクール環境整備事業の小中学校費とともに運用保守管理業務委託料

264万円、同額の決算となっておりますが、その内訳、内容についてということでしたので、説明させていただきます。この業務委託料ですが、タブレット端末のサポート業務が主体となっております。学校からの動作等の問合せ対応、あと年度ごとにユーザーが替わりますので、更新等の作業がありますので、その設定作業、あと児童生徒の転入転出時における設定変更、ハードウェア等の不具合のサポート、あと緊急時の現地作業対応など、学校での動作トラブル等に対応していく経費ということになります。

委託料の積算の内訳ですけれども、1校月2万2,000円、これが小中学校2校ずつの4校分、月数は60か月分、つまり5年分まとめて支出させていただきます。今回国庫補助対象となることから、補助制度を活用して5年分を初年度に支出したという内容になります。ですので、1校当たりの積算ということで、1校当たり132万円となる内容ということになります。

以上となります。

委員長 答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

(はいの声)

委員長 次に移ります。

建設課長。

建設課長 昨日の建設課の決算審査において、淀川委員から令和2年度中の道路除雪作業における事故の件数についてのお尋ねがございましたが、報告が上がってきているものは全部で23件ございました。このうち相手方への損害賠償額が多額に上り、保険金の適用となったものは1件のみで、本件につきましては、今定例会の初日に町長から行政報告を行っているものでございます。

このほかには、作業員が転倒してけがを負ったものが1件、こちらにつきましては公務災害扱いとなっております。これ以外は、全てマンホールなど、構造物の破損などでありまして、予算は道路維持費のほうの修繕料で対応したも

のでございます。

なお、同じく淀川委員への答弁で訂正がございます。道路除雪費の修繕料6,298万円のうち除雪車両の車検整備に係る分はどのぐらいあるのかというお尋ねに対し、私からそのほとんど、6,200万円ほどが車検整備分であるという答弁をいたしました。課に戻って精査をいたしましたところ、車検整備分は約5,000万円ほどでありまして、残りの1,300万円近くは除雪シーズン中の故障トラブルやメンテナンスに係る修繕料であることが分かりましたので、昨日の答弁を訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

次に、柳沢委員からの質疑で、主要地方道花巻大曲線、笹峠工区の建設促進期成同盟会に関するお尋ねがございました。令和2年11月に行われた同盟会の幹事会で話し合われた内容についてであります。この道路につきましては、通称なめとこラインと呼んでいる沢内花巻間の整備促進期成同盟会というものが別途ございまして、ご案内のとおり、沢内花巻間の小倉山工区のトンネル築造工事が急ピッチで進められていることから、まずはこちらの推移を見守っていくこととして、要望活動は当面見合わせるという方針を同盟会として決定しておりまして、昨年の幹事会でもこの方針を維持していくことを確認したものでありますので、おおむね昨日私が答弁したとおりでございました。

以上でございます。

委員長 答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

(はいの声)

委員長 次に移ります。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、昨日の水道事業会計で、審査時において答弁保留となった淀川委員の質問についてお答えしたいと思います。

委員の質問は、漏水修繕の状況ということで、2年度の実績、元年度との比較、それから今後

の予測ということであったわけですが、その際に私のほうから、2年度実績としては15件程度、平均して月に1件ないし2件程度の修繕が発生しているというようなお答えをしましたがけれども、改めまして実数でお知らせをしたいと思えます。

それから、修繕の箇所というか、件数についてですけれども、町道や県道の下に入っている配水管、いわゆる本管と言われている部分の修繕と、それから本管から各家庭に給水するために引っ張っている給水管というものがございまして、それぞれ件数を申し上げたいと思えます。

令和元年度ですが、配水本管等の修繕が26件、それから給水管の修繕が21件、それから令和2年度、配水管本管の修繕が17件、給水管の修繕が12件、それから令和3年度に入りまして、前月までの実績ということになりますけれども、配水本管の修繕が6件、給水管の修繕が8件ということになっております。

今後の予測ということですが、いずれ漏水というのは予測することができませんので、自ら調べて漏水を発見する分と、それから町民の方から通報があって漏水修繕をしている部分がありますが、いずれ昨日お答えしたように、予算立ての際にはやはり月1件ないし2件程度の修繕が発生すると。年間、本管修繕については20件程度、給水管についても20件程度は発生するだろうということで予算立てをしながら業務に当たっているところです。

以上です。

委員長 答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

淀川豊君。

10番 令和2年度でも本管あるいは給水管で相当数の漏水修繕をされたということのようではありますが、これは状況については、やはり経年劣化による漏水が原因であるというようなことなのか、原因についてはどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 お答えします。

漏水の原因については、経年劣化、老朽化によるものということで認識をしているところです。

以上です。

委員長 以上で保留になっていました答弁を終了いたします。

それでは、総括質疑に入ります。

初日に申し上げましたとおり、総括質疑にあつては複数の款に関する質疑、複数の会計に係る質疑及び全体を通じて総括的な質疑となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、認定第1号から認定第9号までの総括質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは、1点ほどお聞きしたいと思います。歳入全体の決算の状況ということで、地方交付税についてお聞きしたいと思います。

決算附属資料6ページ、7ページというところでありますが、7ページにおける地方交付税の説明の中には、費目の新設あるいは上水道の高料金対策の適用による補正係数の増等により、交付額が1億1,600万ほど、プラス3.4%となったということで、令和2年度全体では1億3,000万ほどの増額ということの説明であります。例えば費目の新設あるいは高料金対策の適用による補正係数の増等というのは、令和2年度に限った増ではなくて、今後もこの部分はまず加算されていくということなのか、またこういった状況の中で、地方交付税は担当課としてどのように推移していく、なかなか予想は難しいというのは分かりますが、その辺はどのように捉えているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 おはようございます。普通交付税の交付状況と今後の見通しということのご質問かと

思います。

初めに、決算附属資料の7ページの歳入決算の主な増減は次のとおりというところの③番に記載してございます。地方交付税という欄での中身かというふうに思います。今回の歳入の主な増減は、ここに記載しておりますとおり、令和2年度は新しく地域社会再生事業費が追加となり、約1億円ほど増額になってございます。また、上水道の高料金対策の適用によって、この部分では6,000万ほど増加になっています。ただ、減っているのもございますので、トータルでは1億3,000万ほどの増額という中身でございます。

地域社会再生事業費というのを若干説明させていただきますけれども、地域社会の維持再生に必要な取組に要する経費に対して算定されるものでして、算定は測定単位というのがございますが、人口を基に算定されるものでございます。人口を基に算定されるわけなのですが、その中でも地域社会の維持再生に取り組む必要性が高い団体に対して特に配分されるという中身でございまして、その中にも指標が2つございまして、全国を上回って人口が減少している地域には多く配分します。もう一つは、人口密度が低いような地域にも多く配分しますというような中身で、今年度1億円ほど交付になってございます。

あと、上水道の高料金対策でございまして、このような中山間地域、自然条件があまりよくないところの建設改良費というのは割高になるわけですが、そういったところで資本費が著しく高いようなところにつきましては、やっぱり水道料金も高く設定しなければならぬところなのですが、そういった部分の格差を縮めるために一般会計から繰り出しをしているわけなのですが、そういった部分について交付税算入されるという部分のお金が約6,000万ほど入ってきているということでございます。

また、この地方交付税は特別交付税もございまして、特別交付税も若干増えてございますが、バスの運行であるとか、集落支援員だとか、そういった部分で若干増えている部分はございます。

今後の交付税の見込みなのですが、先ほどお話ししました地域社会再生事業費などは、国の政策等によって設定されて令和2年度から、令和3年度も継続してこの費目はございますので、ちょっとどこまでかというのは私どもも分からないのですが、ある程度何年かは継続されるものというふうには認識してございます。

あと、今後の見通しでございまして、交付税算入される公債費というのが増えてきますよということで、中期財政計画の中でもお示ししてございますけれども、そういった中で二、三年は若干増えた中身で交付されてくるものというふうには試算してございますが、昨年度、令和2年度に実施されました国勢調査によって人口が大分落ちてしまいましたので、そういった人口に基づく算定という部分から見ていきますと、今後減少していく方向というふうには考えておるところでございます。

いずれ中期財政計画で定めた数字が基本になってくるわけですが、そういったのを見直ししながら、今後取組を進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 今年度まさに庁舎の解体とか修繕が行われておるのですが、令和2年度、この計画が出されたとき、議会でも様々な意見が出され、議論が激しく行われたのですが、結果的に分庁制でいくという方向が承認されて今進んでおります。

その際、新庁舎について町長からも、必要な事項であるということで、新庁舎については建設の基金の積立ての検討も行うというふうな施



政方針でもあったのですけれども、新庁舎に向けての基金の積立てというのは行われているのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 基金の創設、積立ての関係についてお答えいたします。

現在新しく基金を創設するというので、その設置条例の検討を進めているところであります。いずれ基金の設置条例を行い、基金の積立てというふうな流れで進めていく予定となっております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 厳しい財政状況の話は先ほども出ましたので、時間はかかるとは思いますけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、今回の私の一般質問の中で、旧町村の融和はなかなか難しいというような町長からの答弁もあったのですけれども、ある一面、湯田方面は観光で、沢内は農業ということで、庁舎内の構成といいますか、それも今度沢内は農業関係は残って、湯田庁舎のほうはやっぱり観光が中心というような傾向が見られます。これが旧町村の融和を阻害する点があるのではないかという気がしているのですけれども、様々事業を行う中で、観光と農業の結びつきは大切だというような話もあります。そんな中で、分庁舎制を続けていく上で、観光、農業の結びつきを両庁舎分かれている中で、どのような形で連携を取っているのか、これまでの令和2年度を中心としての取組についてお伺いしたいと思います。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、ただいまの質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

令和2年度からということでございますけれども、産業間連携の推進ということで各種事業を進めているということでございます。あわせ

て、観光商工課の所管でございますけれども、観光振興計画ということの中でも農業との連携、特に6次産業との連携ということも計画の中に盛り込まれているということで、具体的な農業と観光の連携というのを進めていこうという考え方で進めているところでございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 事業を進めるには、役場の方々のコミュニケーションの取り方というものもあると思えますし、町民からするとやっぱり関係する庁舎が湯田、沢内、両方に行かなければいけないというような、そういう不便さもあると思えますので、職員間の連携と、あとは町民が利用する場合の連携についての対策は取られてきたのかという点では、どのような点があるのかお聞きしたいのですけれども。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 なかなか答えにくい質問ではありますが、両庁舎に2つの課をそれぞれ置くということはなかなか難しいと思っていますので、例えば農業関係で農家が農業振興課に対して書類を提出しなければならないというような場面が様々ありますが、そういった場合は湯田庁舎の窓口をお願いして、湯田庁舎の窓口でもそういった対応ができるようにしておりますし、逆に沢内庁舎に観光客が訪れたときには、町民課のほうでパンフレット等きちっと対応するような形にはなっておりますので、確かに課がない部分は不便なところもありますが、それをなるべく補えるように対応はさせていただいているということでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 町民が利用するという面でいいますと、会議等もある場合に両庁舎どちらでやるかというのと、農業のほうの面からいいますと、花巻農協の西和賀支所が大野にあるということで、ある意味中間地点ですので、そういう町民が利用する場合の拠点といいますか、そういうとこ

るも活用しながら連携して、事業を進める場合に町民に不便が講じず、そして事業をスピーディーに進めていけるような対策を今後とも進めていただきたいと思います。もし所見があれば伺います。

委員長 町長。

町長 ただいまいろいろ庁舎の配置と、産業振興の有利な展開をどのように図るかということだと思います。これは、永遠のテーマであろうかというふうに思います。今分庁舎体制をしいておりますけれども、それは地域特性を強力に生かしていきたいということでもあります。分かりやすく言いますと、沢内のほうは農業生産を徹底して、生産手段を講じて頑張ってもらいたいということであろうと思いますし、その生産物がどのように販売されるかと、収入に結びつくかということにおいては、観光を含めた総合産業のほうが有利に展開できますので、その活用の仕方を考えていくということで、地域の持つ拠点、能力をフルに発揮していくという考えで事業展開していくべきだというふうに思います。それに関連してのいろいろな利便性については、随時検討課題を克服しながら、住民と担い手と一緒に協議していくべきだと、それは永遠の課題だと思います。

委員長 早川久衛君。

9番 大きいほうの決算書の314ページ、それから決算審査意見書、これは監査委員会を出すやつ、両方に載っていますけれども、この基金の収支が非常に分かりにくくなっていますけれども、これは何とかならないものですか。

委員長 最初の質問も基金についてですか。

質問者に申し上げます。何をどのように分かりやすくということでもありますか。

9番 では、内容をお話をします。

まず1つは、これは行政の特例なわけで、3月末決算で5月末の決算、決算が2回あるような特殊な事情があるわけで、ところが厚い決算書を見れば、41億の年度末の基金残高、ところ

が2年の4月1日との差が結構大きいわけで、それからこっちの監査意見書は3年3月31日と2年の4月1日の差が7,400万あったり、片方は3億5,200万あったり、差が非常にあります。その他で金額が一部備考欄で出ていますけれども、もうちょっと簡単に分かるようなものにならないですか。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前10時30分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

企画課長。

企画課長 では、基金の関係について私のほうからご説明をしたいと思います。

決算書の135ページ、136ページ、そして134ページにも基金の状況ということで……ごめんなさい、314ページと315ページ、316ページという形になってございます。

ちょっと見方を再度確認させていただきますけれども、314ページの4番の基金ということで、基金の区分、あとは令和元年度末現在高、財政調整基金を例に取って言いますと、ここで令和元年度の現在高15億3,962万1,000円、これは令和2年5月31日末現在、要するに出納整理期間後の残高ということになります。令和2年度中の増減高ということでマイナス1億2,271万7,000円、これは令和2年度中に動いた金額、いわゆる一般会計に取り崩した金額という形になります。最後の令和2年度末現在高14億1,690万4,000円につきましては、令和3年5月末、いわゆる出納整理期間の時点での残高というような見方になってございます。それをさらに詳しく、分かりやすくしたつもりなのですが、実は分かりにくいというようなご質問でございました。315ページ、316ページでございます。先ほどお話しした財政調整基金の15億3,900万については、前ページの令和元年度5月31日現在の現在高と一致するわけでございますし、その中で現金のやりくりが令和2年4月1日現

在残高14億1,385万7,000円、令和2年度中に1億2,596万6,000円積立てをして、令和3年3月31日現在では15億3,982万3,000円となっておりますが、備考欄にございますように、出納整理期間中に1億2,291万9,000円取崩しをしておりますので、最終的に先ほどの314ページの令和2年度末の現在高という形になるわけがございます。

ただ、これがちょっと分かりづらいというようなご指摘でございますので、他町村の決算書の状況などを見ながら、今後検討させていただきたいというふうに思います。

委員長 早川久衛君。

9番 314、315、316とあれすれば、何ぼか、ある程度は分かるのだけれども、増減だり何だり、もうちょっと一目で分かる工夫はあると思うのだ。令和元年度なんていう数字も載っているわけだから、余計訳分らないのだ。2年度の決算について、令和元年のこともあるし、その辺やっぱり非常に複雑になって、令和3年の3月31日になったり、令和2年の4月1日になったり、非常にその辺が複雑に見えるのです。何とかほかの町村の、これは間違っているとかではなくて、工夫はあると思うので、我々の範囲で何とか一目で分かるようにひとつお願いをしたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 委員おっしゃるとおり、検討させていただきたいというふうに思います。

委員長 高橋輝彦君。

6番 私からは、建設課の抜粋の6ページでございます。

昨日も質問ございましたけれども、除雪作業員表彰用記念品ということの項目が載っております。これは、当町においては非常に大きな重要な問題というか、課題なのだろうと思っております。作業員さんの技術向上やモチベーションを上げていくというふうなことの意味ということではありますが、どんな条件をクリアすれ

ばこれに該当するのか、まずお聞きしたいと思います。

委員長 質問者に申し上げます。課を越えて等の質問で総括をやっているわけですがけれども、建設課単独の質問でありますか。

(何事かの声)

委員長 建設課長。

建設課長 除雪作業員の表彰規程につきまして、今規程そのものは持ち合わせしておりません、はっきりしたことは申し上げられませんが、従事期間がありまして、従事期間と、それから無事故、無違反ということで、他の作業員の模範になる職員に表彰しているということでございます。昨年度は昨日申し上げたとおり、3名の職員を表彰したということでございます。すみません、ちょっと細かい規程は承知しておりません、申し訳ございません。

委員長 高橋輝彦君。

6番 規程に関してはよろしいのです。これで作業員の方のモチベーションを上げるということですが、無事故、無違反等の方を表彰するという事でモチベーションが上がるのかなというような疑問がございました。やはり事故も起こしたくて起こしているわけではないでしょうし、なかなか表彰に該当するのも難しい面もあるのではないかなというふうな思いもございます。もう少しモチベーションを上げるという目的であれば、やり方というか、もう少し考え方があるのではないかなというふうな思いもあるのですが、その部分は建設課のほうではお考えになったりすることはないでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

昨年度から初めて表彰制度というのを創設してやってみております。もちろんこの表彰をもって全てに伝えるということは到底考えておりませんが、どうやったら除雪作業員を確保できるかという、除雪作業員の確保対策の一つでもありますので、表彰制度に限らず、これ

は広く総合的に検討していかなければならない課題だというふうに思っております。

委員長 申し上げます。総括質疑にあつては、会計課及び複数の款に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通じての総括的な質疑となっておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

高橋和子君。

4番 昨日質疑をしました生涯学習課の男女共同参画についてのご報告を受けまして、やはり現在のところ1つの課で取り組んでいるような印象ですし、コロナで活動がうまく進められないというふうなことがあるのかもしれませんが、これは女性だからとか、担当課だからということではなく、本当に全庁挙げて取り組んでいかなければ進まない問題ではないかなと思います。結構難しい課題ではありますが、音頭を取るの担当課でいいと思いますけれども、やはり住民を巻き込みながら、地域でもそうですし、男女共同参画は地域でも必要ですから、そういったものを3年度においてもそれほど振興していくような予算にはなっていないかなと思います。やはりこの辺で強力的に、全体的に取り組んでいただきたいと思っておりますが、担当課はじめご答弁をお願いしたいなと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。男女共同参画についてですけれども、担当課は生涯学習課になっております。男女共同参画にあつては、男女共同参画推進本部というものがあつて、各課長等での組織になりますけれども、担当課のほうではまず男女共同参画理念の普及啓発を図るといった形で事業に取り組んできております。そうした中でも、各課のほうからいろいろ情報をいただきながら、連携して進めていきたいというふうには考えております。

今年度予算的にはそんなにはないのですが、今年も、近々プランの見直しもありますので、今年

度からは準備を、どういう形で進めていくべきなのかといった部分の方向性などを今年度から準備を進めていきたいと思つて、課内のほうでは検討を始めているというようなところになっております。いずれ担当課1つだけではできないので、そういった部分では各課とこれまでどおり連携を取りながら、進めていきたいというふうに考えているところです。

委員長 高橋和子君。

4番 そういった動きが見えないのです。男女共同参画は何ぞやみたいのところから始まっていくのではないかなと思つたりもします。また、意識を変えていくというふうなことでありますから、推進本部では会議を持っているということですか。課では推進本部に対して、こうこういうふうにやりたいという提起をしているということですか。そこまでまだ行っていないということでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 毎年度開催はちょっとしておりませんが、令和元年度につきましては男女共同参画プランの愛称の募集なども行つておりますので、そういった部分の募集の際の事業計画などについて、本部から意見などをいただいた経緯はあります。

委員長 高橋和子君。

4番 いつまでも平行線になるとあれなので、やめますけれども、もうちょっと意識が変革していくような、役場から始め、実態に迫るような行動を起こさないと、いつまでもプランとか連携とか言つていても、住民にはなかなかしみ込んでいかないわけです。住民が実践するようにならないと、これは何にもならないわけです。でも、その手本はやっぱり役場内ということもあり得るわけですから、本腰を入れてやっていただきたいのですが、町長はどう思つていますか。

委員長 町長。

町長 男女共同参画については、我々もいろいろ

ろな動機づけ、きっかけづけをつくっていかなければならないというふうに認識しております。ただ、これはやっぱり住民全体、一人一人がどのように認識を持っているかということが根本にあって、そこに火がつかないと、こちらが幾ら旗を振ってもなかなか全体が動かないということになるかというふうに思います。今後については、各種団体あるいは自治会も含めて、住民の皆さんがどのように考え、どのように行動できるかということも呼びかけながら、今後の取組の一つのきっかけとしていきたいなというふうに思います。

委員長 高橋和子君。

4番 ぜひ実行していただきたいです。住民自らはなかなか困難ですから、それで行政があるわけですから、やっぱり手本になりながら、住民に浸透させていくようなものにして、やっていただきたいと思います。

もう一点ですが、ちょっと私の認識不足もありながらお伺いするのですが、西和賀町は8割が国有林だということでありまして、昔は営林署関係で町民がたくさん働いていたりして、経済的な恩恵もあったわけですが、近年においては国有林があることでの交付税算定になるとか、そういった財政的に町にとってよい点があるとか、そういったことがあったらぜひ教えていただきたいなと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 税務課のほうから若干お知らせしたいと思います。

決算附属資料の160ページをお開きください。税務課の部分でございます。160ページの固定資産税の②のところ国有資産等所在市町村交付金というものがございます。その一番上に東北森林管理局1,830万5,900円、これが固定資産税に代わる交付金となりますので、国有林としての固定資産税分ということで交付金がこのように入ってきてございます。

税務課からは以上です。

委員長 企画課長。

企画課長 地方交付税への算入があるかないかというようなご質問も含まれておったように思いましたので、その部分についてお答えしますが、地方交付税の算定には含まれてはいません。算定外となっております。

以上になります。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

具体的な金額ということではないのですけれども、例えば国有林への整備ということで、町内の事業者に対して事業が発注されたり、賃金という形で具体的に町内にお金が落ちているというふうな内容になっているということでございます。

委員長 高橋和子君。

4番 固定資産税のところを見て、なかなか納税者のほうで滞納とか大変なときに、広大な国有林に固定資産税をかけたら相当もらえるのではないかなと思ったのですけれども、今税務課長のご説明のように、東北森林管理局ですか、この金額ですね、1,830万ということですが、算定というのはどうなのか、ちょっと分かりません、分かりますか、どんな計算になるか。

それと今、林業振興課長がおっしゃった整備というのは、どんな形であるのか、もうちょっと具体的にお伺いしたいです。

委員長 税務課長。

税務課長 算定方式については、少し時間を下さい。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

町有林と同じような形になるわけなのですが、例えば山の間伐ですとか伐採、あるいは山に行くための林道整備、そういったことが具体的な内容ということでございます。

以上でございます。

委員長 高橋和子君。

4番 今林業振興課長がおっしゃった、そういうのがどれぐらいあるのかで、たまにあるというのか、結構あれば町民にとってはいいと思いますが、どんな感じでしょうか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えしたいと思います。

詳細な金額までは把握しているわけではないのですが、毎年継続的に量はあります。そんなに大きなものではないかと思えますけれども、継続的にあるというふうに認識してございます。

以上でございます。

委員長 高橋和子君。

4番 今林業振興課長おっしゃった内容というのは、先ほど税務課長がご答弁いただいた森林管理局のほうの予算がそちらのほうにもあるということに結果的になるのでしょうか、どうなのでしょう。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

具体的な国有林の整備というものは、交付金とは別の予算で行っているの、これには含まれていないということでございます。

以上でございます。

委員長 質問者に申し上げます。税務課長の答弁に関しては、あしたの報告でもよろしいですか。あさっての本会議でよろしいですか。

(はいの声)

委員長 ほかに発言ありませんか。

深澤重勝君。

7番 細やかな数字で、聞くのもちょっと心苦しい部分があるわけですが、勘弁願いたいと思います。

確認の意味も含めてお伺いしますが、決算書の42ページに関わる部分で、上のほうから印刷機、コピー使用料、この内容についてはコピー機の使用料が総務課が18万1,356円、生涯学習課が2,440円ということになって、内訳を見る

とそういう表になっているわけですが、コピー機の使用については、こういう表示は生涯学習課だけですか。ほかの課ではコピー機の使用料の収入というのはどのようになっているかということと、それから公衆電話の使用料7,362円、細かい数字であれなのですけれども、総務課の抜粋によれば70円という表示だけで、あとの残りの部分はどこを探してもちょっと見つけかねたのですが、公衆電話の使用料というのは西和賀の町内でどの辺あたりでどのように使っているかというのは、公衆電話をあまり見受けることも、使うこともないので、どうなっているのかなということでお伺いします。

それから、その次の自動販売機等電気使用料、これは我々の資料で見られる範囲内では、抜粋の総務課が9万4,433円、町民課が1万7,433円ということで、くくってここに自動販売機等電気使用料11万1,866円となっているのですが、これらの総務課と町民課の自動販売機の電気量の使用料というのは、案分とか分配というのはどういう感じでやられているのか、取りあえずその3点についてお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 私のほうから、公衆電話についてお答えしたいと思います。

公衆電話使用料ですけれども、各課まとめて7,362円のうち学務課の抜粋した部分の最後のページに歳入があるのですが、こちらのほう公衆電話使用料7,292円、こちら学務課分となっております。こちらのほうは、学校さんで、子供さんたち携帯電話持っていないので、親御さんに連絡取ったりとか、そういったことで公衆電話を置いているのです。その部分の使用料が一番大きいという内容になっていました。

以上です。

委員長 暫時休憩します。

午前11時00分 休 憩

午前11時05分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

総務課長。

総務課長 決算書の42ページの雑入の部分についてお答えいたします。

まず初めに、公衆電話使用料については、先ほど学務課から答弁したものと、あと湯田庁舎の公衆電話使用料の70円ということで、これを足すと42ページの公衆電話使用料7,362円となります。

次に、印刷機、コピー使用料についてですけれども、これについては総務課の18万8,356円と生涯学習課の2,440円を合算しますと、19万796円となります。印刷機、コピー使用料については、各庁舎の窓口等においてコピーをしていただきたいというふうな要望があった場合とか、あと地区で資料を印刷していただきたいというふうな形で申出があった場合、印刷機なり、コピーを使って印刷をした場合、徴収しているものであります。

次に、自動販売機等電気使用料についてですけれども、これについては総務課の9万4,433円と町民課の1万7,433円、これを合算しますと11万1,866円となります。これについては、湯田庁舎に設置している自動販売機の電気の負担分ということになりますし、町民課の部分については沢内庁舎のほうに設置している自動販売機の電気の負担分というふうになります。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 そうすると、例えばコピーの分については、我々資料で見ると範囲内では、今課長言ったとおり、総務課と生涯学習課。ほかの課の部分はありますかということ聞いたのですが、ほかの課の部分は全部総務課に、例えば今言ったどこかの窓口で入ったのを総務課に届出をして、こういうのが含まれているかということを知っているのですが、一般的に生涯学習課2,400円のコピー収入、どういう感じで実際に収入になっているのか考えてみたら、文化創造館辺りなんか団体でコピーしてほしいという

ことで料金が入っているのかなとは思ったのですけれども、それ以外はないものですから、例えば町民課辺りは窓口で町民がコピーしてほしいとか、農業振興課辺りも結構あるのではないかなと思うのですが、そういうのはサービスでやったのかなんとかで料金取っていない部分もあるのかなということも考えたりしてみたのですが、実際的にコピーの使用料、金額的には大したことないと言いながら、管理の在り方として、そういう収入部分の表示できるのは生涯学習課と総務課だけかという、ほかの課はそういうことはありませんかということ聞いたのですが、

委員長 総務課長。

総務課長 印刷機、コピー使用料についてお答えします。

各庁舎ごと、湯田庁舎ですと税務課窓口の部分が、湯田庁舎にあるそれぞれの課の中でコピー等をお願いして、使用料が発生した場合は使用明細を依頼した方にお渡しして、その料金を税務課の窓口で支払うというふうな形になりますし、沢内庁舎においては、例えば農業振興課にいらした方がコピーをお願いして取った場合、その明細を農業振興課のほうから利用された方にお渡しして、それを持って町民課の窓口で使用料を払うと。町民課と税務課、それぞれの窓口で徴収したものを合わせて総務課のほうで処理しているというふうな形になります。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 取りあえず分かりましたが、ここに生涯学習課だけ別枠になっているものですから、そういうところだったので、一応了解しました。

それからその次の、自動販売機についてのあれですが、それぞれの箇所に自動販売機を結構置いているわけですが、そうすると置いている自動販売機ごとに電気料金が分かるような仕組みになっているのですか。例えば町民課の部分、あるいは総務課の9万4,000円部分で分かれて

いるのは、どういうふうに案分しているかということを知りたい、それを聞いて、それぞれに配置しているということだったので、これは自動販売機ごとに電気料金は別口に分かるようになっているのですか、自動販売機は。

委員長 総務課長。

総務課長 自動販売機等電気使用料についてお答えします。

それぞれ自動販売機には子メーターをつけておりますので、自動販売機で使用した電力量に基づいて使用料をいただいているというふうな形になります。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 分かりました。

それで、関連であれですが、自動販売機の電気使用料、ここに載っている分のほかに、44ページにいわゆる錦秋湖の自動販売機電気使用料2,000円、あるいは文化創造館の電気設置使用料2万6,502円、あるいは温泉プール自動販売機設置使用料3,000円、志賀来ドーム自動販売機設置料3,000円というようなことが表示されておりますが、それらについては全部金額的にばらつきがあるようですけれども、今言ったような感じで1台ごとに料金も分かるように、あるいは使用料を払うような感じで、決まり事は1台ごとになっているのですか。

委員長 総務課長。

総務課長 自動販売機電気使用料についてお答えいたします。

先ほどお答えした以外にも施設名があって、自動販売機電気使用料というふうな表示がありますけれども、これについてはそれぞれ担当のほうで説明分としてつくっているものであります。

なお、電気使用料については、子メーターがついている場合は子メーターで行うと。あと、子メーターがついていない部分については、自動販売機の大きさ等によって、このくらいのも

のはこういうふうな金額をとというふうな形で取決めを行っておりますので、それに基づいて各課のほうで担当する部分について使用料を徴収しているということになります。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 それぞれ依頼を受けている業者等のいろいろな部分がまだあるかと思いますが、一応分かりました。金額的にばらつきが大きいものですから、どういう扱いをしているのかなという思いで聞いたところであります。

各課ごとの説明の中にちょっと聞き漏らし部分もあったりで、大変申し訳ありませんし、金額的に細かくて申し訳ありませんが、同じ決算書の42ページの中ほど、これは税務課のようですけれども、標識弁償金3,800円というのがある、前年度2,800円だったのですが、いわゆる町で弁償金というものをもらうというようなことは、どんなことがあるのかなということでお伺いしますし、それからこれも各課ごとの部分で聞けばよかったですけれども、説明があったのですが、十分理解できなくてお聞きしますけれども、標識弁償金の下に資源ごみ処理還元金89万5,450円、前年度が127万9,743円、平成30年が105万何がしということになっておるのですけれども、これは資源ごみの処理業務の還元金ということの言葉の意味と、毎年金額がかなり大きく違うという部分の取扱いの内容を詳しく説明願いたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 それでは、お答えします。

決算書の42ページの標識弁償金3,800円という質問にお答えします。これは、軽自動車のナンバープレートを交付しております。これを紛失した場合には弁償していただくということで、単価はちょっとあれなのですが、ナンバープレートを弁償していただくということでの金額、弁償です。

委員長 町民課長。



町民課長 それでは、資源ごみ処理業務還元金についてお答えしたいと思います。

89万5,450円なのですけれども、内訳としましては、これは一般収集された、いわゆる資源ごみとして分別収集したやつの処理料を差し引いて、売却益に当たるものということで入ってくるものでございます。スチール缶とアルミ缶で48万1,580円、それから紙類として9万2,521円、それからペットボトルについて32万1,349円ということなのですけれども、昨年度との大きな違いというのをちょっと分析していなかったの、今答えられないのですけれども、それはちょっとお時間いただきたいなと思います。内訳はそういった形で入ってきているものでございます。

委員長 深澤重勝君。

7番 ちょっと確認ですが、金額はともかくとして、日常的に、一般にごみ収集をしている中の部分で資源ごみの部分が還元されるという、そういう内容ですね、確認です。

委員長 町民課長。

町民課長 はい、そうです。

委員長 深澤重勝君。

7番 了解しました。そうすると、令和2年、前年度は127万ですから、かなりの開きがあるということは、直接決算には関係ないことですが、いわゆるコロナの影響で、そういう部分の消費が極めて少なかったということの感じを受けるのですが、約90万と約130万ですから、約40万ぐらい、この小さな町で40万ぐらいの資源ごみの還元の開きがあるというのは、ちょっとどうということかなという感じに聞きましたが、そういう内容であれば了解です。

そしてもう一つ、あと2点で大変申し訳ありませんが、直接我々に関係のない項目でもありますけれども、退職手当、決算書の50ページになります。総務課の抜粋の歳出の2ページになりますけれども、退職手当組合負担金5,526万5,342円と、それから特別負担金という748万何

がしで、これも前年度、前々年度では金額がかなり大きく違っているの、こういうのというのは大体定額的に負担すべき金額ではないのかなという感じで、あまり関知する金額ではなかったのですけれども、そういう大きなばらつきがあるので、特別な内容も含めて、ご説明願いたいというふうに思います。

もう一点は、最後であります、観光商工課の観光客の入り込み、言うまでもなく令和2年度、コロナが始まったわけでありまして、例年観光客の入り込み数50万人、厳密に言うと53万6,000人というのは令和3年度の目標数値になっておるわけでありまして、宿泊は5万1,000人ということ具体的に数字的に掲げておいて、その根拠はどこから来たのだということが前の本会議で話題になった経緯もあったわけでありけれども、令和元年度に比べて令和2年度、いわゆるコロナの影響、具体的な観光客の入り込み数で何万人減っている、何十万人減っているという明確な数字をつかんでおるとすれば教えてほしいのですが、その2点であります。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは最初に、観光商工課のほうからお答えさせていただきます。

決算のどこのページなのかちょっと不明ですけれども、観光客の入り込みに関しましては、コロナの状況に応じて減っているというお話をさせていただいたところでございますけれども、令和元年度の入り込み客数は合計で40万7,254人、これは内訳としまして日帰り観光客が37万4,776人、それから宿泊者が3万2,478人で、改めましてお話をします、合計40万7,254人という結果でございました。

これに対しまして、令和2年度でございます。令和2年度は、合計数値としましては30万7,413人、約10万人減少しております。内訳としまして、日帰り観光客が28万5,965人、それから宿泊者については2万1,448人、宿泊者で1万人以上の減少がありますし、残りの9

万人近くといったものは日帰り観光客の減少であるということになります。

以上でございます。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

最初に、決算書50ページの退職手当組合負担金ですけれども、これについては職員がそれぞれ退職手当組合への負担金として毎月支払っているものであります。

次に、退職手当組合特別負担金ですけれども、これについては退職される職員について、勤続年数、あとは報酬等、そういうふうな部分を計算しまして、その方に負担金として不足する部分がある場合、特別負担金として退職手当組合に納めるものとなっております。

以上です。

委員長 答弁保留となっております件について答弁を求められておりますので、これを許します。

税務課長。

税務課長 それでは、和子委員さんからの質問にお答えしたいと思います。

決算附属資料160ページの部分で、国有資産等所在市町村交付金の東北森林管理局の部分になるかと思いますが、積算根拠についてご説明したいと思います。固定資産税には、土地、家屋、償却資産とございますが、今回の東北森林管理局については家屋、償却資産が若干ございますが、土地が99.8%を占めております。この部分で、課税標準額というのがございまして、課税標準額は13億756万8,000円、これに税率1.4%を掛けると、このような1,830万5,900円ということになります。

以上です。

委員長 答弁が終わりました。

質問者の方はよろしいですか。

高橋和子君。

4番 そうしますと、全町で土地を調べて、全町の国有林の99.8%が標準になって、今おっし

ゃったような計算になるということでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 国有林ですので、地目は山林となります。山林という単価に面積を掛けた部分で、先ほど申し上げました13億756万8,000円というのが課税標準額となりますので、これに税率である1.4%を掛けると1,800万の交付金というふうになります。

委員長 高橋和子君。

4番 その税率というのは、町民が納めている税率と同じということになりますか。

委員長 税務課長。

税務課長 全く同じ税率でございます。

委員長 ほかに発言ありませんか。

北村嗣雄君。

2番 私のほうから、2点ほどお伺いしたいと思います。

まず最初に、畜産振興についてですが、いろいろ報告書の中には、畜産振興については、過年度も含めて、長期にわたる支援事業がなされてきていますが、特に酪農関係について私お伺いしたいのですが、今年度牛乳公社も新工場を新築されまして、生乳の需要が一気に大きな用途が望まれているわけですが、この資料を見ますと、酪農家に対して、現状では30年度時点で農家が5戸、頭数が5、そして経産牛が144頭ということで、育成を含めても250頭以下に収まっているのですが、今後生乳の需要が特に望まれる状況の中で、乳牛の規模拡大に向けて、町としては何らか今後対応策というのは検討されているのか、されるのか。なかなか町の財政の厳しい中で、町単を含めた事業というのは難しいと思いますが、今県あるいは国の事業を含めれば、まだそうした拡大に向けた事業がないわけではないので、こうした今までも経過を踏まえて、農業振興課ではどのような対策を検討するのか、されようとしているのか伺います。

委員長 個別の質疑となっておりますけれども。

農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

酪農振興でございますが、委員おっしゃるとおり、5戸まで減少してしまっております。しかしながら、その5戸について関係機関一体となりまして、個々にどのような振興策を取っていくかということをお農家も交えて協議の機会を年に数回ずつ設けて、若干ですが規模拡大になってきておりますので、そういった部分で、これ以上は減少しないという形で振興させていただいているところでございます。

また、湯田牛乳公社、まだまだ生乳が足りませんので、牛乳公社のほうでも酪農家の支援を行っていききたいということで、牛乳公社とも一体となって、酪農家支援を今後も考えていきたいと思っております。

委員長 質問者に申し上げます。複数の会計に関する質疑及び全体を通じての総括的な質疑となっておりますので、よろしくお願いいたします。

北村嗣雄君。

2番 今5戸の生育している農家を確認してみますと、ほぼ担い手が確保できている状況にあります。ですから、やはり拡大に町当局としても支援、あるいは施設の拡充なり、あるいは乳牛の拡大に向けた取組というのは、いろいろ経営者の状況を踏まえて、ひとつ今後支援していく必要があるかなと考えますので、そうしたことも含めて、粗飼料の確保は十分に可能と考えますので、町の考え方というか、町の方向としてもぜひ酪農の拡大に向けて、3年度はもう決算が出ないままに進んでいるわけですが、次年度の畜産振興に向けて、一押し検討していただきたいと考えます。再度所見があればお願いします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 5戸の農家の経営志向を尊重しながら、それに沿って関係機関と連携して、支援していきたいと考えております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ぜひよろしく願いいたします。

それでは、別の件になりますが、監査意見にもございますが、いわゆる滞納の利用料、未収の件含めての件なのですけれども、水道料金が現在のところ決算書では600万余りの未収が出ております。それから、これは建設課所管ですけれども、住宅使用料の未収が、過年度分が大きいわけですけれども、現在のところ500万余りが出ています。

これについて、今年度も含めて、どのような対応をされてきているのか。また、特に水道料金については、令和1年、2年度の金額が大きくなっています。先般私がいろいろ住民の生活が困窮になってきているのではないかとということをお申し上げたのですけれども、健康福祉課のほうでは、町内にはそういう方は見当たらないというお返事をいただいておりますけれども、コロナによっての影響というのは、そうした中で滞納されている料金の徴収に対して、どのように町は考えているのかお伺いします。

委員長 建設課長。

建設課長 私からは、住宅使用料の滞納につきましてお答えさせていただきます。

昨日の決算審査でも申し上げておりますけれども、過年度分で町営住宅使用料が1件、それから同じ町営住宅ですけれども、特定公共賃貸住宅の使用料が1件、2件で590万円の収入未済がございます。うち1件につきましては、この方とは連絡が取れない状況でございます。令和2年度中は接触できておりません。

それから、もう一件につきましても滞納者の方とは接触できていない状況でございます。内情を詳しくここでお知らせできませんけれども、いずれ引き続き滞納者のほうに、納めていただくように働きかけを取り組んでいくことにしております。滞納者は他課にも、税務課とか、あとは水道のほうとかも滞納がございます、そういったことで当課だけでなく、組織横断的に取り組んでいく必要があるものとは思ってお

ります。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、水道料金の未収金のことについてご説明をします。

これについては、個人に関わる案件なので、あまり詳しくお話しすることはできませんけれども、いずれ滞納について、水道料金については3か月以上滞納しないということを目指して徴収に取り組んでいるところですし、それでもお支払いいただけないという方については分割納付をお願いして、月々幾らという形でお支払いをしていただいているところです。

コロナによる影響ということですが、コロナによる影響はないと思っております。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 今住宅使用料の件ですけれども、これは最近始まった滞納ではないというふうに考えますが、こうしたものを長年抱えて決算に毎年上がるような状況では、やはり好ましいのかどうか。私も他町村あるいは県のいろんな方からも伺っていますと、やはり本当に収納できる見込みがあるのかないのか、その辺を確認というか、きちんと捉えながら、町の対応というのは取るべきではないかなと思うのです。何十年先とか、水道料金でもかなり先までのがありますけれども、こうしたものが収納できる見込みがあるのであれば、やはり当然債権者との密接な交渉なり、本当に見込みができるかできないか。できなければ、やっぱりそれなりの対応策、監査委員の適正な対処というのはやっていくことで望んでいるのですけれども、不明者とか、交渉ができないのであった場合、その辺はいつまでもこういう案件を放置、放置していたわけではないのですけれども、対応が望まれるとは思いますが、その辺は検討されるというか、考えはないですか。

委員長 質問は簡潔明瞭にしてください。

建設課長。

建設課長 お答えいたします。

住宅使用料の件につきましては、昨日であれば担当の職員がおりまして、詳しく答弁申し上げられたかと思いますが、ちょっと私のほうで今分かっている範囲でお答えしたいと思います。委員がおっしゃるとおり、ご指摘のとおりでございます。今しかるべき手続を取っておりまして、住宅使用料はいわゆる私債権でございますので、しかるべき時期が到来したところで議会のほうにお諮りをしまして、債権放棄の手続等も視野に入れて、今進めているところでございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ぜひ可能な対応というのをひとつお願いしたいし、それが望ましいと考えますので。

それから、水道料金の件についてですが、コロナの関係というか、それによるあれは考えられないとは言っていますが、30年度、元年度分、2年度も含めて、金額が大きくなっているわけですけれども、これに対しても3か月滞納すればどうのというのは分かります、規定として、対応としては。ただ、これについても未納者の個々のそれなりの状況を踏まえながら、ただ未納の金額を大きくしていくよりは、やっぱりそれなりの未納者の人数というか、状況なりを踏まえながら、意見を聞いた上で、可能な限り適正な対応というのが望まれると思いますが、その辺は再検討というか、検討される余地はないものかお伺いします。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 滞納整理についてですけれども、3か月以上の滞納を生じさせないということでやっておりますけれども、そうなったから直ちに給水停止をするというわけではなくて、いずれ滞納者と会いながら、分割納付できるところはしてもらっているという状況ですので、手続は適正だと思っております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 今のお話は分かりましたが、ただ水道の

供給停止とかは、それは当然規定の中でも入ってくると思うのですが、ただ料金の回収に当たってはそれなりの事情なり、またこういう状況ですから、生活に困窮する方も多々増えてきている状況だと私は考えますので、やはりその辺の未収の集金に当たっては、それなりに相手方の意見、状況をより深く確認して、可能な限り未納額の減少に努めていくことも、大変でしょうけれども、その辺はひとつ検討していただきたいなど考えるものでございます。もしご所見があればお伺いします。

委員長 答弁は不要とします。

ほかに発言ありませんか。

(なしの声)

委員長 なければ、総括質疑を終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で決算審査特別委員会に付託されました令和2年度西和賀町一般会計ほか6特別会計の歳入歳出決算、2事業会計に係る決算の全てについての審査を終了いたしました。

これより各認定議案について表決を行います。

認定第1号 令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第2号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第3号 令和2年度西和賀町後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第4号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第5号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第6号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第7号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第8号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

続いて、認定第9号 令和2年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は認定すべきとして議長に報告いたします。

以上で各認定議案の表決を終わります。

本決算特別委員会の審査が終了したことを議長に報告するとともに、17日の本会議において本委員会で審査した内容について報告いたします。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時52分 閉 会